

# 結婚について

早良区役所（代表Tel：841-2131）  
お気軽に職員にお声掛けください。

## 婚姻届のこと

### 市民課戸籍係・窓口係（1階4番窓口） Tel：833-4311

#### ●届出日

いつでも届出することができ、届出日が法律上の婚姻日となります。

※土・日曜日・祝日や平日の時間外に提出する場合は、守衛室でのお預かりになります。翌開庁日に審査をして不備がある場合は、平日に窓口へお越し願うことがあります。平日時間内の窓口にて事前に書類を点検することもできますので、ぜひご利用ください。

#### ●提出先

本籍地、住所地、所在地（一時滞在含む）いずれか該当する市区町村の役所

※一時滞在地で届出されると、住民票・戸籍の記載に日数がかかります。

#### ●必要なもの

①婚姻届 …1通

②夫、妻になる人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）… 各1通

※あらかじめ本籍地の市区町村役場からお取り寄せください。

※本籍地に婚姻届を提出する場合は不要です。

③夫、妻になる人の婚姻届に押印した印鑑

※婚姻届の訂正に必要な場合があります（スタンプ印は不可）。

④窓口に来られる方の本人確認書類

（運転免許証、個人番号カード、顔写真付き住基カードなど）

#### ●注意事項

- 婚姻届の用紙（全国共通）は、全国の市区町村役場に備えてあります（福岡市では各区役所市民課・各出張所にあります）。
- 署名欄は、婚姻前の氏名で、必ず本人が自署してください。
- 住所は、婚姻届を提出する時点での住民登録地を記入してください。ただし、婚姻届と同時に住民異動届（転入届・転居届）も提出する場合は、新しい住所を記入してください。
- 婚姻後、「夫の氏」・「妻の氏」のいずれを称するかお選びください（夫婦別姓は認められていません）。外国人の方との婚姻で、日本人の方が相手の氏を称する場合は、別の届が必要です。
- 証人は、必ず成年者2名必要です（婚姻する人が成年、未成年に関係ありません）。父母、その他親族、友人の方で構いません。
- 届出人、証人の印鑑は、それぞれ別のものを使用してください（スタンプ印は不可）。
- 婚姻する方が未成年の場合は、父母（養子の場合は養父母）の同意が必要です。父母の署名・押印のある同意書を一緒に提出するか、あるいは「その他」欄に父母が同意する旨を書き、署名をし、押印する必要があります。
- 外国人の方と日本人の方の婚姻届の場合、国籍によって必要書類が異なりますので、事前

にお問い合わせください。

- ・婚姻届により氏の変更が生じた方については、「個人番号（マイナンバー）通知カード」または「個人番号カード」に、新しい氏名の裏書が必要になります。カードを持参のうえ、住所地の市民課にお越しください。

## その他の手続き窓口について

※以下は、該当される方のみが、必要な手続きとなります。

※手続きの方法、必要書類、期限など、詳しくは各担当までお問い合わせください。

## 住所変更のこと



### 市民課窓口係（1階4番窓口） TEL：833-4311

- ・早良区以外から早良区に転入する方 ⇒ 転入届の提出  
（市外から転入，市内他区からの転入）

※福岡市外からの転入の場合，前住所の市区町村で発行した転出証明書が必要となります。

- ・早良区内で引っ越しをする方 ⇒ 転居届の提出
- ・早良区から市外へ転出する方 ⇒ 転出届の提出
- ・早良区から市内の他区へ転出する方 ⇒ 早良区役所での手続きは不要  
転出先の区役所で手続き

※届け出の際には，免許証，顔写真付き住基カード，個人番号カードなどの本人確認書類が必要です。

※引っ越しをした日から14日以内に，本人または世帯主が届け出てください。

※婚姻届を提出しただけでは，住所は変わりません。住所が変更になる方は，住所変更の手続きもお願いします。

※婚姻以前から同居されていても，世帯を別々にされている場合は，世帯合併の手続きが必要です。

- ・住所異動の際は，新住所地で「個人番号（マイナンバー）通知カード」または「個人番号カード」に，新住所の裏書が必要になります。転入届・転居届の際は，カードをお持ちください。

## 国民健康保険・各種医療証のこと



### 保険年金課保険係（1階7番窓口） TEL：833-4372

- ・結婚により国民健康保険を脱退する方  
（多い事例:婚姻により配偶者が加入の健康保険・共済組合の扶養家族となる場合）
- ・引き続き国民健康保険に加入する場合の氏名や住所の変更など
- ・子ども医療証の氏名や住所の変更など
- ・ひとり親家庭等医療証の返還
- ・重度障がい者医療証の氏名や住所の変更など
- ・後期高齢者医療被保険者証の氏名や住所の変更など

## 国民年金のこと

### 保険年金課国民年金係（1階9番窓口） TEL：833-4323

- ・国民年金第1号及び任意加入被保険者の氏名や住所変更届出の必要はありません。出入国される方は、国民年金の資格喪失・取得の届出が必要になります。
- ※厚生年金加入者の方は、お勤め先の会社に届け出てください。
- ※厚生年金加入中の配偶者の方の扶養となられる第3号被保険者の方は、配偶者のお勤め先に届け出てください。

## 子どものこと

### 子育て支援課子ども家庭福祉係（1階12番窓口） TEL：833-4354

- ・児童手当の受給者変更など
- ・児童扶養手当の資格喪失手続き
- ・特別児童扶養手当の氏名や住所の変更など
- ・保育施設等の世帯員変更など

## 保健・福祉のこと 障がい・特定疾患等のある方など

### 福祉・介護保険課介護サービス係（1階14番窓口） TEL：833-4355

- ・介護保険被保険者証の氏名や住所の変更など

### 福祉・介護保険課障がい者福祉係（1階13番窓口） TEL：833-4353

- ・身体障がい者手帳の氏名や住所の変更など
- ・療育手帳の氏名や住所の変更など
- ・障がい福祉サービス受給者証の氏名や住所の変更など
- ・地域生活支援事業受給者証の氏名や住所の変更など

### 健康課健康づくり係（保健所2階4番窓口） TEL：851-6012

- ・特定医療費（指定難病）受給者証の住所・氏名変更など
- ・小児慢性特定疾患医療受給者証の住所・氏名変更など
- ・肝炎インターフェロン治療受給者証の住所・氏名変更など
- ・被爆者健康手帳の住所・氏名変更など

### 健康課精神保健福祉係（保健所2階6番窓口） TEL：851-6015

- ・精神障がい者保健福祉手帳の住所・氏名変更
- ・自立支援医療受給者証（精神通院医療）の住所・氏名変更
- ・障がい福祉サービス受給者証の住所・氏名変更

## 区役所以外での主な手続き

氏・本籍・住所等に変更があった方は、手続きが必要です。  
あらかじめ電話等で確認してお手続きください。

平成31年2月末現在で作成したものです。窓口・電話番号や手続き方法が変わる場合や、その他の手続きが必要になる場合がありますので、ご承知おき願います。

不動産登記の内容変更等	⇒⇒⇒	福岡法務局西新出張所 (Tel831-4114)
運転免許証の氏名・本籍の変更	⇒⇒⇒	早良警察署 (Tel847-0110)
社会保険(厚生年金保険・健康保険)	⇒⇒⇒	西福岡年金事務所 (Tel883-9962)
パスポートの氏名・本籍の変更	⇒⇒⇒	福岡県パスポートセンター (Tel725-9001)
軽自動車(125ccを超え250cc以下のバイクを含む)の名義変更	⇒⇒⇒	全国軽自動車協会連合会福岡事務所 (Tel641-0431)
250ccを超えるバイク・普通自動車の名義変更	⇒⇒⇒	九州運輸局福岡運輸支局 (Tel050-5540-2078)
水道(契約者変更・口座振替の名義変更等)	⇒⇒⇒	水道局お客様センター (Tel532-1010)
電気(契約者変更・口座振替の名義変更等)	⇒⇒⇒	ご利用の電力会社にご連絡ください。
ガス(契約者変更・口座振替の名義変更等)	⇒⇒⇒	西部ガスお客様センター (Tel633-2345) ※プロパンガスの場合はご利用の取扱店
固定電話(契約者変更・口座振替の名義変更等)	⇒⇒⇒	ご加入の事業者にお尋ねください。
郵便の転居届・転送サービス	⇒⇒⇒	最寄りの郵便局にお尋ねください。
金融機関・郵便局(通帳・簡易保険等の氏名変更の申出等)	⇒⇒⇒	最寄りの支店・郵便局にお尋ねください。
市営住宅入居の方(名義人や同居者)の各種異動届	⇒⇒⇒	福岡市住宅供給公社 業務課 (Tel271-0901)

[平成31年2月 福岡市早良区役所発行]